

【電気通信サービスについて】

当社(契約者)は、株式会社ベネフィットジャパン(「ベネフィットジャパン」という)に対し、ベネフィットジャパンが定める各種契約約款(附則、別記を含む。)に基づき、以下の内容を確認・承諾の上、電気通信サービスの利用を申込みます(以下「回線申込」という)。

【モバイル端末(携帯電話機等)について】

当社(契約者)は、ベネフィットジャパンに対し、ベネフィットジャパンが定める「特約通知書」、「規約」に基づき、以下の内容を確認・承諾の上、モバイル端末の割賦購入を申込みます。

|       |            |      |     |
|-------|------------|------|-----|
| お申込日  | 2020年9月14日 |      |     |
| 特約申込書 | セット        | レンタル |     |
| 回線    | 新規         | 端末   | 売切り |
|       | 追加新規       |      |     |
|       | 条件変更       |      |     |
|       | 機種変更       |      |     |

社判も可

# 一記入例一

丸印又は角印

[\*]は入力必要項目です。赤色は訂正時にご契約者様の訂正印が必要な項目です。

本申込書に記載する価格は全て税別価格です。別途消費税を申し受けます。

|          |   |                       |                    |
|----------|---|-----------------------|--------------------|
| 契約先情報    | (フリガナ) カブシキガイシャベネフィットジャパン   | (フリガナ) サクマ ヒロシ        |                    |
|          | *ご契約者名 株式会社ベネフィットジャパン   | *代表者名 佐久間 寛           |                    |
|          | *ご住所 (〒541-0045) 大阪府大阪市中央区道修町1丁目5-18 朝日生命道修町ビル2F  | *電話番号 06-6223-9888    |                    |
| 部署名 営業本部 | *ご担当者名 及川 文雄  |                       |                    |
| 支払情報     | *支払方法 請求書 <input type="checkbox"/> 月払い <input type="checkbox"/> 1年払い <input checked="" type="checkbox"/> 2年払い (年払い推奨) | 請求先番号                 |                    |
|          | 請求先チェック 請求先が契約先と同じ場合はチェック <input checked="" type="checkbox"/>   | *請求先名称 株式会社ベネフィットジャパン | *電話番号 06-6223-9889 |
|          | 納品先チェック 納品先が契約先と同じ場合はチェック <input checked="" type="checkbox"/>   | 納品希望日 2020年10月3日      | 電話番号               |
| グループ1    | *機種名 3 GBサイネージSIM(docomo回線)   | 提供料金(税別)/1回線          | 月額 700 円/回線        |
|          | *色・枚数 5枚  | 割賦価格                  | 通信費                |
|          | *料金プラン・回線数  | 端末一括購入                | *新規事務手数料 3,000円/回線 |
| グループ2    | *機種名 5 GBサイネージSIM(docomo回線)   | 提供料金(税別)/1回線          | 月額 1,100 円/回線      |
|          | *色・枚数 2枚  | 割賦価格                  | 通信費                |
|          | *料金プラン・回線数  | 端末一括購入                | *新規事務手数料 3,000円/回線 |
| 付属品      | 品名  | 個数                    | 提供価格(税別)           |
|          |   | 個                     | 円                  |
|          |   | 個                     | 円                  |

容量が違う場合別々に記入

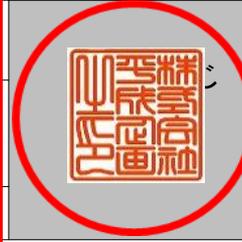
1台単価を記入  
2枚目に単価有

| ベネフィットジャパン使用欄 |                        |               |   |           |                                |  |  |
|---------------|------------------------|---------------|---|-----------|--------------------------------|--|--|
| 本人確認情報        | 本人確認実施日 (新規の場合は直筆記入必須) | 年             | 月 | 日         | (フリガナ) 本人確認実施者名 (新規の場合は直筆記入必須) |  |  |
|               | 会社法人等番号                |               |   |           | 書類種別                           |  |  |
|               | 確認書類発行年月日              |               |   |           | 確認書類番号                         |  |  |
| 営業担当者名        |                        | 営業担当(共通社員コード) |   | 営業担当所属部署名 | 営業本部/パートナー事業部                  |  |  |
| 代理店コード        | B                      |               |   |           |                                |  |  |
| スタッフコード       | 9                      |               |   |           | 備考                             |  |  |

特約お申込日

2020年9月14日

|                |                |                                    |       |
|----------------|----------------|------------------------------------|-------|
| ご契約者名<br>(法人名) | 株式会社ベネフィットジャパン |                                    |       |
| ご住所            | (〒541 - 0045)  | 大阪府大阪市中央区道修町1丁目5-18<br>朝日生命道修町ビル2F |       |
| 電話番号           | 06-6223-9888   | ご担当者名                              | 及川 文雄 |



丸印又は角印

## 特約

【共通】電気通信サービス・法人モバイルSIM購入の契約に関して、以下の特約条件を適用いたします。  
それぞれ月間1GB・3GB・5GB・7GBまで使用できるプランとなります。

- ◆有効期間
  - 本特約の有効期間:本特約の適用開始日から24ヶ月とする。

## 【グループ1・2】

- ◆電気通信サービス特約
  - 回線契約期間:本特約の適用開始日から24ヶ月とする
  - 対象料金プラン:【月額1GBSIM500円・3GBSIM700円・5GBSIM1,100円・7GBSIM1,500円】各1SIM単価(税別)
  - 解除料:回線契約期間以内の解除料は残金額の支払いをもって解除できるものとする。  
回線契約期間満了後は利用月の支払いをもって解除できるものとする。  
ただし、支払い済み分がある場合は、支払い済み分満了をもって解除できるものとする。
  - 【契約事務手数料】3,000円(税別)/SIM1回線ごととする
  - SIMカード:ベネフィットジャパン パートナー事業部 宛に、解約月翌月15日19:00までに返却無き場合、再発行手数料3,000円(税別)が掛かります

【お申込み先】※申込書3枚ワンセットをPDFでお送りください。

メールアドレス:partner@benefitjapan.co.jp

【お問合せ先】

TEL:03-5745-6706(受付時間:10:00~18:00・休み:土日祝、年末年始、弊社指定休日)

## 規約

電気通信サービス特約(以下、「本特約」という)は、「一般規定」と「特約条件」で構成されます。

## 【一般規定】

■本特約の変更等 特約条件の適用開始後において、契約者から特約条件の修正、変更、追加等(以下「変更等」という。)の申込みの意思表示があった場合において、ベネフィットジャパンがこれを認めるときは、契約者に対して別途特約申込書により変更等後の相対条件の内容について、適用期日を定めて変更等を実施する旨の通知(書面の交付のほか、電子メールの送付による場合を含む。以下、総称して「変更通知」という。)を行うものとする。

なお、変更通知日(変更等の変更通知を交付した日)をいう)から20営業日以内に契約者から当該の変更通知に対して書面により何らの異議や疑義の申し出もベネフィットジャパンに対して到達しなかったときは、ベネフィットジャパンによる当該変更通知の内容に従って、特約条件の変更等がなされることについて契約者が異議なく承諾したものとみなして取り扱うものとする。この場合、変更等がなされた特約条件の内容は、ベネフィットジャパンが当該通知において定めた日より適用されるものとする。

- 一般規定は、特約条件が変更等された場合においても引き続き本特約の一部として有効に継続するものとする。
- 秘密保持:秘密保持について、以下のとおりとする。
  - 本特約(契約成立前に提示された特約条件のほか、将来当事者間で合意する特約条件を含む。)の内容および存在を秘密として保持するものとする。
  - 第三者(※)に開示する場合には、ベネフィットジャパンの承諾を得るものとする。
  - ※「第三者」とは、契約者の本申込又は本特約に関わる役員、従業員及び弁護士、会計士等の守秘義務を負う専門家は除きます。
  - 秘密保持義務は、本特約または個別の特約条件が失効した後も継続して適用されるものとする。
- 本特約の解除
  - ベネフィットジャパンは、貴社に次の各号のいずれかの事由が生じた場合、本特約を解除することができるものとする。
    - a. 契約者が原回線契約の利用権の譲渡請求を行い、ベネフィットジャパンがその請求を承諾したとき。
    - b. 契約者が、ベネフィットジャパンの承諾なく、契約者が当該利用権を譲渡、第三者に移転(合併、会社分割による移転を含む。)したとき。
    - c. 契約者が、本特約に違反し、ベネフィットジャパンが改善又は是正要求をした日から起算して30日以内に改善又は是正されないとき。
    - d. 契約者が差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分、その他公権力による処分を受け、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始があったとき。
    - e. 契約者が解散決議の手続を開始したとき(ただし、合併による場合は除く)。
    - f. その他、本特約の円滑な履行が困難になったとき。
  - 反社会的勢力の排除に関する表明保証:契約者およびベネフィットジャパンは相手方に対して、以下のとおり、表明し保証するものとする。
    - 自ら(自社の取締役、執行役、監査役、実質的に経営権を有する者を含む。以下同じ)又は本特約を代理若しくは媒介する者が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し保証するものとする。
      - a. 暴力団
      - b. 暴力団員
      - c. 暴力団準構成員
      - d. 暴力団関係企業
      - e. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
      - f. その他、反社会的勢力者及び前各号に準ずる者
    - 前項各号に掲げる反社会的勢力または反社会的勢力と密接な交友関係にある者(以下、併せて「反社会的勢力等」という)と次のいずれかに該当する関係を有しないことを表明し保証します。
      - a. 反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
      - b. 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
      - c. 反社会的勢力等を利用する関係
      - d. 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関係
    - 自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為(以下、併せて「反社会的行為等」という)を行わないことを表明し保証します。
      - a. 暴力的な要求行為
      - b. 法的な責任を超えた不当な要求行為
      - c. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
      - d. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
      - e. その他前各号に準ずる行為
    - 契約者またはベネフィットジャパンのいずれかが前各項に該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、申入れを受けた当事者その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければならないものとする。
    - 契約者およびベネフィットジャパンは、相手方が次の各号のいずれかを違反した場合、何らの催告をすることなく、本特約およびその他付帯する契約の全部または一部を解除することができるものとする。

※当該解除は、契約者またはベネフィットジャパンによる違反当事者に対する損害賠償の請求を妨げず、また、当該解除により違反当事者に損害が生じても何ら賠償することを

要さないものとします。

- a. 反社会的勢力等に該当する場合
- b. 反社会的行為等に該当する場合
- c. 表明保証に関して、虚偽の申告をしたことが判明した場合
- d. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

■優先適用: 本特約は契約約款等及びサービス条項等に優先して適用されるものとします。また、本特約の成立に関わる契約者とベネフィットジャパン間のすべての交渉時における

当事者間の申入れ、合意の内容と本特約の内容との間に相違があった場合、本特約の内容が優先して適用されるものとします。

●本特約は契約約款等及びサービス条項等の一部の規定を変更して提供しているため、本特約に定めのない事項については、契約約款等及びサービス条項等の定めによるものとします。

■特約条件の失効: 本特約に定める個別の特約条件は、当該条件を適用するすべての回線について以下のいずれかの事由が発生した場合、当該の期日をもって自動的に失効するものとします。

- (a) 契約者とベネフィットジャパンの間で別途、新たな特約条件について合意し、同特約条件に変更された場合
- (b) 契約約款等の規定のみに基づく契約に変更された場合
- (c) 原回線契約が解除等により終了した場合

■本特約の終了: 本特約が終了する場合は以下のとおりです。

- (a) 契約者に対するすべての特約条件の適用が終了した場合(ただし、本特約が終了した場合であっても、原回線契約は契約約款等に基づき、本件利用契約はサービス条項等に基づき、引き続き有効に存続します。)
- (b) 契約者名義のすべての原回線契約が解除された場合

【特約条件補足】

■特約対象料金プランについて: 本特約が適用される料金プランです。

●これ以外の料金プランに変更した場合には特約の適用は終了します。

■解除料について: 申込書本紙の特約条件に定める利用期間中に本特約適用回線を解除した場合に発生する違約金です。

※「料金月」とはベネフィットジャパンが指定する料金の請求サイクルです。

●利用契約期間の満了時に本特約適用回線を解除した場合には解除料はかかりません。